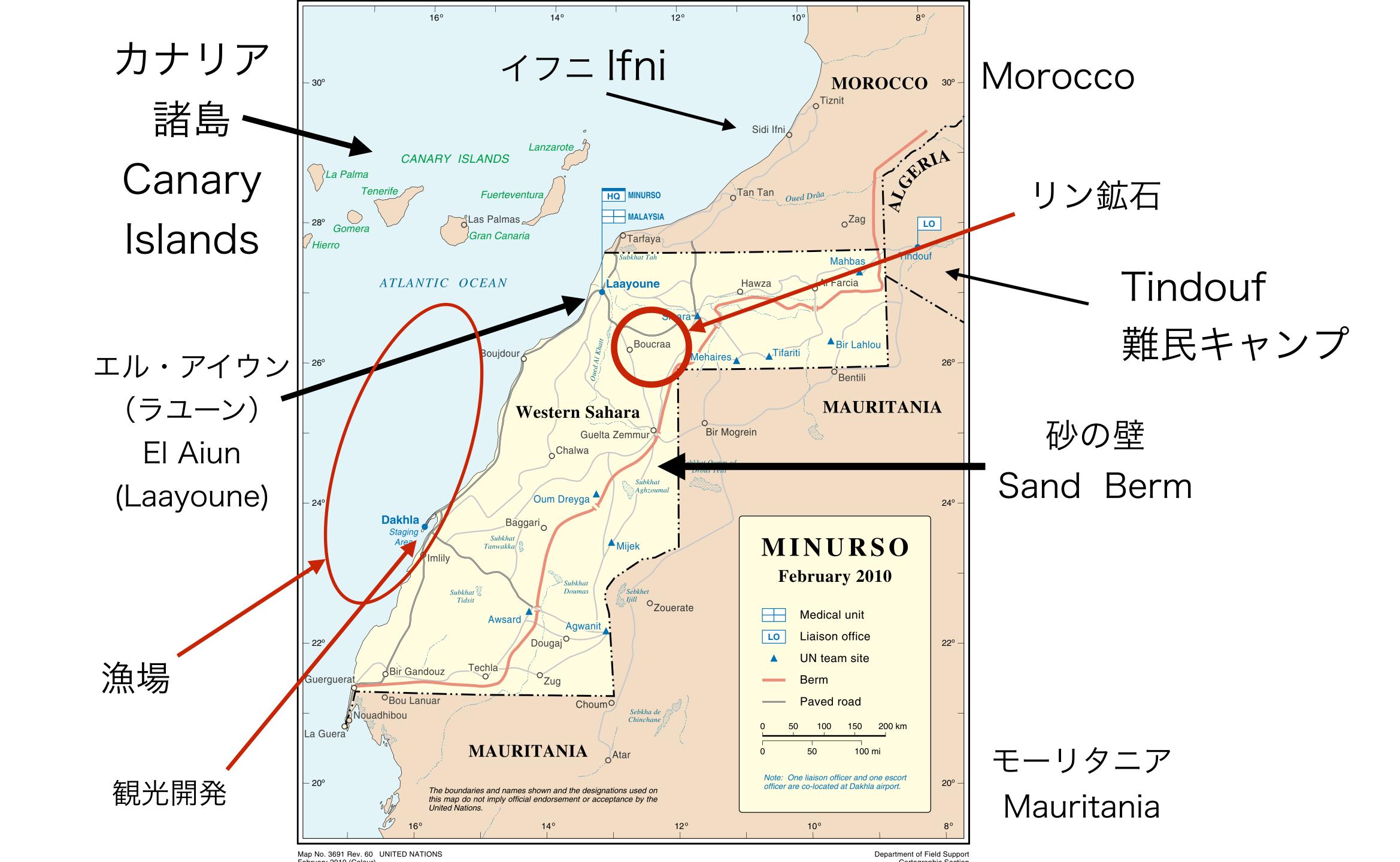
西サハラ問題とは? その「不都合な真実」とは?

松野明久 2025.9.20





西サハラ問題

1. 国際法、国際原則のレベル

- ・西サハラは、国連憲章11章「非自治地域に関する宣言」にいう非自治地域。
- ・1965年、西サハラに関する総会決議。「自決」原則は重要な国際原則。
- ・1975年、国際司法裁判所の勧告的意見「西サハラはモロッコの主権が及ばない」。
- ・1991年、安保理は住民投票の実施を決定、MINURSOを現地に展開したが、中断。
- ・2024年、EU司法裁判所が西サハラの資源利用に関して判決。天然資源に対する恒久主権。

2. 地政学レベル

- ・ジブラルタル海峡の戦略的重要性(アメリカ、イギリス)。
- ・対テロ戦争においてモロッコ王室はアメリカと同盟関係。
- ・モロッコのイスラエルとの親和性。
- ・西アフリカはフランスの権益圏。モロッコはその権益圏の「番頭」役。
- ・スペインの漁業は西サハラの海に依存。「移民問題」でモロッコの機嫌を損ねられない。

日本「不都合な真実」

- ・アメリカの世界戦略にチャレンジすることはできない。
- ・フランスは、対欧州大陸外交(対EU外交)の要。外務省のアフリカ担当はフランス語経由。
- ・日本の企業が、西サハラ産リン鉱石(国際法に抵触)を輸入。
- ・日本の企業が、西サハラ産タコ等を「モロッコ産」として輸入。
- ・日本の企業が、西サハラの発電事業(風力)に参加している。

一大「天然資源に対する恒久主権」の原則に反するのでは?

日本政府の立場・対応

- ・モロッコの併合も西サハラの独立も認めない。地図上、西サハラはモロッコと区別。財務 省貿易統計でも別国扱い。
- ・一方で、モロッコとの関係を重視。西サハラの要人とは面会しない。
- ・モロッコの水産部門をODAで支援。モロッコ漁業の西サハラの海への展開を事実上後押ししている。「豊富な漁業支援を有するモロッコへの水産分野での協力は1970年代以来脈々と続いています」(JICAモロッコ事務所長あいさつ)。
- ・TICADには西サハラを招待しない。旅費も出さない。レセプションにも呼ばない。会議中「エンティティ(entity)」と呼ぶ。「招待していないのに来るとはけしからん」という意識。2025年、記者会見や講演会のキャンセルを要求。
- ・2017年モザンビークでの閣僚会合でモロッコと一緒になって西サハラ外交団の会議場入りを妨害。
- ・2023年来日予定のサハラ・アラブ民主共和国外務省アジア局長のビザを拒否。



モロッコの国立漁業研究所に対する 日本のODAによる海洋調査船の援助

RECHERCHE ~

El barco Hassan Marrako

L'INRH 🗸

ACCUEIL

Inrh > Moyens > Sites de recherche

Moyens

Sites de

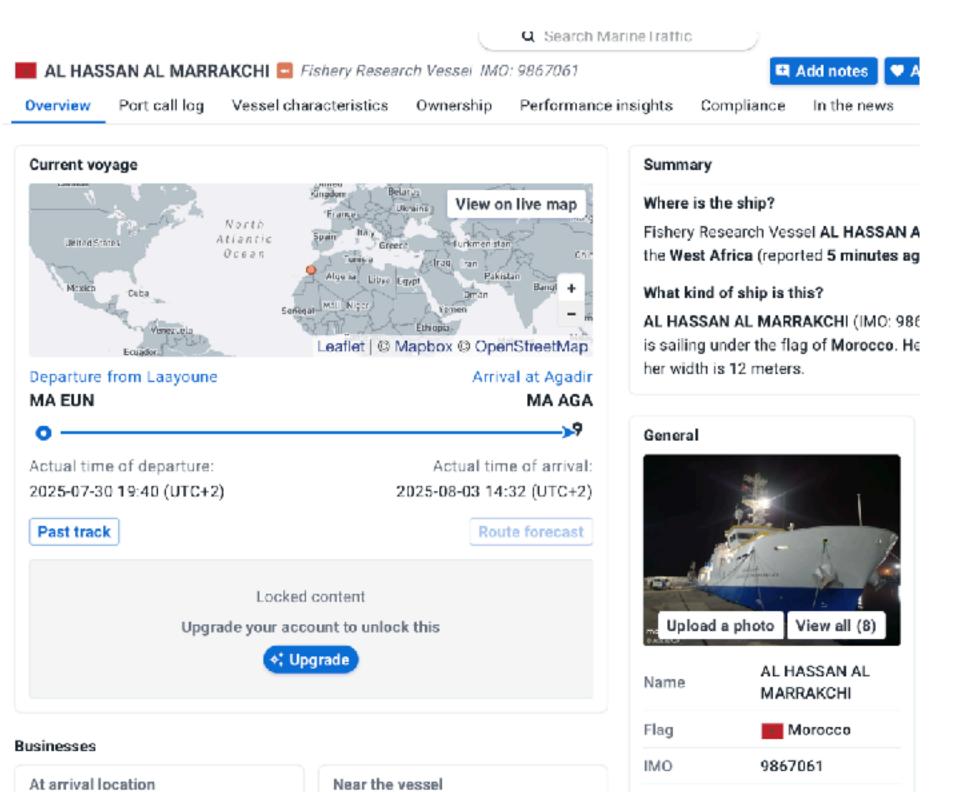
CENTRES

Observatoire

Halieutique

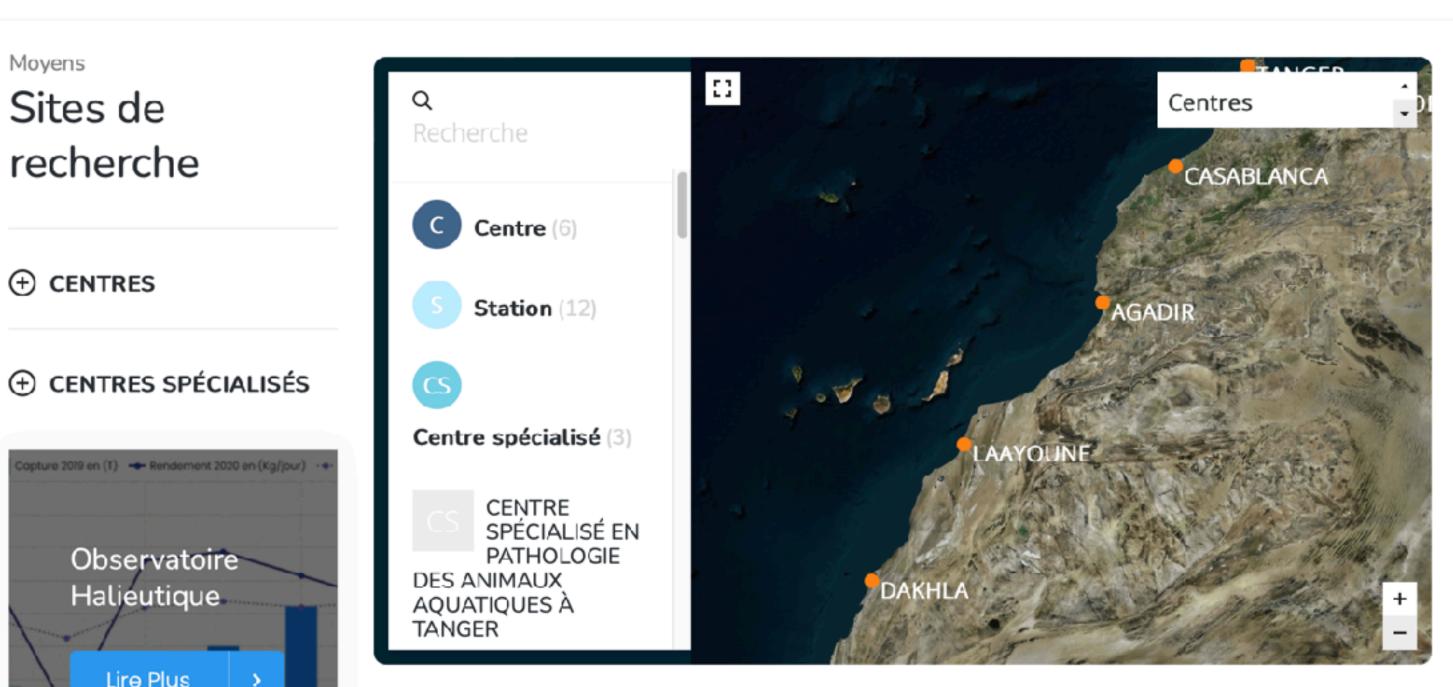
Lire Plus

recherche



MMSI

242017400



PRODUITS & SERVICES ~

INITIATIVE CEINTURE BLEUE



Topics





What are human rights? ▼ Topics ▼ Countries ▼ Instruments & mechanisms ▼ Latest ▼ About us ▼ Get Involved

Independent Expert on human rights and international solidarity





the right of peoples and individuals to internatinal solidarity

国際連帯への人民及び個人の権利